

見附市告示第40号

見附市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

見附市長 稲田 亮

見附市病院事業会計規程の一部を改正する規程

見附市病院事業会計規程（平成26年見附市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「指定納付受託」を「指定納付受託者の納付」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「、前項の規定により」を削り、「収入金を」の次に「納付しようとする者の委託を受けて」を加え、「を出納員」を「を企業出納員」に、「出納員に提出」を「報告」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「当該指定納付受託者」を「指定納付受託者」に、「代理納付期限」を「納付期限」に、「当該納付金」を「収入金」に、「同項の規定による承認があった時に」を「委託を受けた日に遡って」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。